

第H17中播予定 0001号	17. 12. 15	神崎郡香寺町土師字皮屋前 886番の一部、894番7の一部 同 郡同 町土師字山王下 50番、51番の一部から55番までの各一部 同 郡同 町土師字東前畑 70番から81番までの各一部、 98番から103番までの各一部、105番1の一部、105 番2の一部、113番から132番までの各一部、135番 の一部から138番までの各一部、139番、140番の一 部	7.00	456.20
		同 郡同 町土師字皮屋前 886番の一部、891番3の一部、891番9の一部、891 番10の一部、894番7の一部、894番8、894番9の 一部、924番4、 同 郡同 町土師字山王下 51番から55番までの各一部、66番3の一部、66番5、 68番12 同 郡同 町土師字東前畑 69番、70番から81番までの各一部、98番から103番 までの各一部、105番1の一部、105番2の一部、11 3番から132番までの各一部、135番の一部から137番 までの各一部、140番の一部、147番1の一部、 同 郡同 町土師字東前畑 140番の一部、147番1の一部	6.00	994.50
			5.00	31.20

兵庫県告示第 298 号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
なお、その関係図書は、平成18年3月14日から淡路県民局県土整備部建築課において縦覧に供する。

平成18年3月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	道 路 の 位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H17淡路位置 0011号	18. 2. 24	南あわじ市阿万東町字平松323番3の一部、323番4 の一部、323番5の一部、323番10の一部、323番11 の一部 同市阿万東町字垣ノ脇329番1の一部、329番2の一 部、329番3の一部、329番31の一部、329番40の一 部	7.200	69.30

兵庫県告示第 299 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第81条第1項の規定により、違反した建築物又は建築物の敷地につい
て次のとおり命じた。

平成18年3月14日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 命令番号
兵庫県命令神北（県整）第1866号
- 2 命令年月日
平成18年3月1日
- 3 建築物又は建築物の敷地の位置
川辺郡猪名川町差組字箱木原33番7
- 4 建築物又は建築物の敷地の用途及び規模
平屋建て倉庫（延べ面積 約50平方メートル）
- 5 命じた措置
 - (1) 当該建築物を平成18年4月28日までに除却すること。
 - (2) 上記の措置がとられるまでの間、当該建築物の使用を直ちに禁止する。
- 6 命令を受けた者の住所及び氏名
川西市西多田2丁目29番11号
株式会社 ミサキ総合 代表取締役 寺林博史

公 告

特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請

特定非営利活動法人日本総合栄養研究所の設立代表者から設立に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成18年3月14日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 申請のあった年月日
平成18年2月20日
- 2 特定非営利活動法人の名称等
 - (1) 名称
特定非営利活動法人日本総合栄養研究所
 - (2) 代表者の氏名
井上 美 貴
 - (3) 主たる事務所の所在地
神戸市北区大原1丁目21番地の7
 - (4) 定款に記載された目的
この法人は、高齢者、子どもたちをはじめとする地域住民に対して、健康の増進と食育の普及をはかるべく、食と健康に関する情報発信や相談・助言、健康増進、及び、食育の推進を行うとともに、その担い手である管理栄養士や栄養士・調理師等の職業能力開発、就労支援に関する事業等を行い、国民の心身の健康と福祉の向上、並びに、日本の食文化の継承・発展に寄与することを目的とする。
- 3 関係書類の縦覧期間及び縦覧場所
 - (1) 縦覧期間
平成18年2月20日から2月間
 - (2) 縦覧場所
兵庫県県民政策部地域協働局参画協働課
神戸生活創造センター
阪神南県民局
阪神北県民局
東播磨県民局
北播磨県民局
中播磨県民局

西播磨県民局
但馬県民局
淡路県民局
丹波の森公苑

~~~~~

特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請

特定非営利活動法人天然主義の設立代表者から設立に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成18年3月14日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 申請のあった年月日  
平成18年2月20日
- 2 特定非営利活動法人の名称等

- (1) 名称  
特定非営利活動法人天然主義

- (2) 代表者の氏名  
佐竹 鑑

- (3) 主たる事務所の所在地  
神戸市北区南五葉1丁目2番18-407号

- (4) 定款に記載された目的

この法人は、新しい技術を取り入れた自然環境との共生方法の探究や、暮らしを核とした創造的かつ文化的な企画の実施、循環型社会の啓蒙や芸術活動の普及と、それらのコミュニティーの形成を行う事で、持続可能で快適かつ文化的な生活様式と生活環境の創造に寄与する事を目的とする。

- 3 関係書類の縦覧期間及び縦覧場所

- (1) 縦覧期間  
平成18年2月20日から2月間

- (2) 縦覧場所  
兵庫県県民政策部地域協働局参画協働課  
神戸生活創造センター  
阪神南県民局  
阪神北県民局  
東播磨県民局  
北播磨県民局  
中播磨県民局  
西播磨県民局  
但馬県民局  
淡路県民局  
丹波の森公苑
- ~~~~~

特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請

特定非営利活動法人輝しおやから定款変更に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第5項において準用する同法第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成18年3月14日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 申請のあった年月日  
平成18年2月20日
- 2 特定非営利活動法人の名称等